

# 高校生を対象とした著作権に関するジレンマ資料を 活用した情報モラル授業の検討

梅田 恭子 江島 徹郎 野崎 浩成

情報教育講座

## A Case Study about Information Morals Education that Utilized Moral Dilemma Story on the Subject of Copy-right for High School Students

Kyoko UMEDA, Tetsuro EJIMA and Hironari NOZAKI

*Department of Information Sciences, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan*

### 要 約

我々は2007年から継続して、高校生を対象とした短時間での情報モラル教育の指導法について研究している。本稿は、ジレンマ資料を活用した著作権に関する授業実践について述べる。著作権に関するテーマは、情報モラルのカリキュラムでは、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てるという「心を磨く領域」に属するものである。つまり、単に法律を理解するだけでなく、それらを尊重し、活用していく力を養う必要がある。しかし、一般的に、それらを短時間で教えることは難しい。そこで本研究では、小中学校の道徳教育で既に実績のあるジレンマ授業を、高等学校の情報モラル教育に適応することを試みた。本稿ではその指導法と実践の結果を検証することを目的とする。

**Keywords** : ジレンマ資料、情報モラル、高校生

## 1. はじめに

### 1.1 研究の背景

社会における情報化が急速に進展する中、情報モラル教育の必要性が重要度を増してきた（中央教育審議会2008）。このような状況の中、文部科学省は2007年に情報モラルの指導実践ガイドとカリキュラムを発表した（日本教育工学振興会2007）。それによれば、情報モラルとは、「情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけておくべき考え方や態度」と定義されている。

また、同ガイドでは、情報モラル教育の内容は大きく2つの領域に分けられると述べている。その一つが「心を磨く領域」であり、情報社会における正しい判断や望ましい態度を育てることである。もう一つが、「知恵を磨く領域」であり、情報社会で安全に生活するための方法の理解やセキュリティの知恵・技術、健康への意識である。さらに、情報モラル教育は、日常生活における日常モラルの育成と重複する部分が多いが、

情報社会の特性を学ぶ部分が異なるとしている。

我々は、2007年から継続して、対象を高校生に限定し、1-3時間の短時間で学ぶ情報モラルの体験学習教材の開発とその実践を行ってきた（梅田ら2010）。これらの実践研究では、対象が高校生ということから日常モラルよりも情報社会の特性を学び、問題に対処していく力をつけることに比重があると考え、主に「知恵を磨く領域」を対象にしていた。一方で、高校生に対しても「心を磨く領域」に関する指導も必要である。しかし、これまでの知恵を磨く領域と同じ指導法では、同じような効果が得られないことが分かった（梅田ら2011）。そこで、2010年にはこれまでの研究と平行して、「心を磨く領域」を対象に、ジレンマ資料を活用した授業実践を行った。これらは、小中学校の道徳の授業で行われているモラルジレンマ授業を参考にしたものである。まず、道徳教育で行われているモラルジレンマの授業について説明する。

### 1.2 道徳教育におけるモラルジレンマの授業について

道徳教育において、荒木らを中心にモラルジレンマ授業が数多く行われ、実績をあげている（荒木2005）。これらは、コールバーグの道徳性認知発達段階理論に基づいて提唱されているものである。荒木らがまとめたコールバーグ理論を表1に示す（内山ら2008）。

このモラルジレンマ授業は次のように行われている。まず、基本的に1主題2時間の授業モデルとなっている。図1に示すように、授業の1時間目はジレンマ資料を提示し、状況把握させ、第1次の判断理由付けをさせる。2時間目は、葛藤の状況を確認し、第1次の判断・理由付けをあらかじめ作成した書き込みカード

表1 道徳性の発達（荒木・武川、1985；山岸、1976より改変）

（内山、田中、青山 2008より一部抜粋）

水準	段階	判断の基準
Ⅰ 前慣習的水準 (概ね7歳～10歳)	段階1「ほめられたい」志向	自分の行為がほめられるか、罰せられるか。権威に服従。
	段階2「自己満足第一」志向	自分の行為が、自分の欲求を満足させてくれるかどうか。自己中心的判断。
Ⅱ 慣習的水準 (概ね10歳～16歳)	段階3「仲間関係第一」志向	友人との関係維持を重視。よい子志向傾向。
	段階4「社会秩序尊重」志向	社会的なルールが判断の基準。正義志向の傾向。
Ⅲ 慣習以後の水準 (概ね16歳～)	段階5「社会的利益尊重」志向	個人の権利に考慮しながらも、公共の利益や福祉に合致する行動を是とする。
	段階6「普遍的倫理尊重」志向	法律や社会的規則を尊重しつつも、自分が選択した倫理的原則に信を置く。

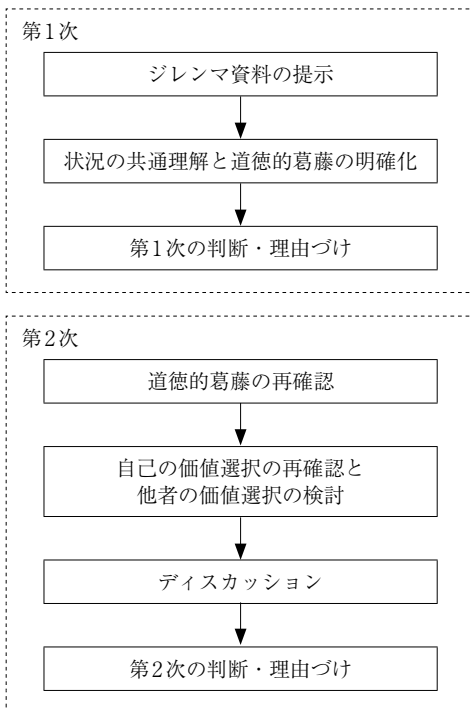


図1 モラルジレンマ授業の授業過程の流れ

ドに書き込むことによりディスカッションの準備をする。そしてモラルディスカッションを行い、最後に第2次判断、理由付けを行うというものである。児童生徒の道徳的思考は、一段階高い道徳的思考に触れることで上昇するとされている。クラスの様々な発達段階の子どものディスカッションや教師の発問により、それらが引き出される。授業では、説話や結末をしめさず、オープンエンドとする（荒木1988）。

そして、情報モラルを扱ったジレンマ資料による授業実践も行われている。しかし、これらは情報モラルとしては答えがある資料となっている（森ら2006、中田2005）。つまり、情報モラル自体のジレンマにはなっていない。たとえば、図2の例は、小学校高学年を対象に行われたジレンマ資料「ぼくの詩どう？」の後半部分を抜粋したものである。前半部分では、インターネットやネチケットについての情報社会の特性について解説する内容となっている。そして、この例の予想される児童の反応をコールバーグの道徳性の発達段階にあてはめたものが表2である。メールを送るべきという「信頼・友情」と、メールを送るべきではないという「公德心」や「規則尊重」とのジレンマである。そのため、事前に情報社会の特性について解説して一定の理解を持つことが必要となる。

さらに、少なくとも「チェーンメールは送るべきで

「ぼくの詩どう？」

そんなある日、真也から、「ぼくの詩どう？」というメールが届いた。真也も友人から送られてきたもので、十数編の詩が添付されていた。メールには、

突然のメールですいません。ぼくは、今、入院しています。そこで、みなさんにお願ひがあります。ぼくは、自分の見たこと、思ったことを詩にすることが大好きです。友達や学校の先生に読んでもらい、詩について話をするのがぼくにとって一番楽しい時間でした。しかし、今は会うことができないので、電子メールで送ってもらっています。ぼくが一生けんめい作った詩を遅らせていただきました。この詩を読んで感想を送ってください。感想を読んでいると、「絶対手術を成功させるぞ」という気持ちになってきます。また、このメールをそのまま、できるだけ多くの友達に転送してもらえたらうれしいです。よろしくお願ひします。

添付された詩は、とても心をうつ内容だった。インターネットで知り合った多くの友達にもこのメールを紹介したと思った。転送しようと、キーボードに手をおいた時、もう一人の僕が「『ネチケット』はだいじょうぶ？」と言っている声が聞こえてきた。ぼくは、次の友達にメールを送るべきなのでしょうか、それとも送るべきではないのでしょうか。

作：中田光彦、道徳性発達研究会  
（荒木紀幸編著、モラルジレンマ資料と授業展開小学校編第2集、明治図書p 136-137より後半部分を抜粋）

図2 情報モラルを題材としたジレンマ資料の例

表2 「ぼくの詩どう？」の価値分析表

(荒木紀幸編著、モラルジレンマ資料と授業展開小学校編第2集、明治図書p 130の表1を一部改編)	
メールを送るべき	メールを送るべきではない
信頼・友情	公德心・規則尊重
段階1 他律的な道徳性	
・送らないと、真也におこられる。	・チェーンメールは父に送るなどいわれている。
段階2 個人主義、道具的な道徳性	
・送らないと真也の信頼をなくすことになる。・友達からのメールだから信じるべきだ。	・ぼくがチェーンメールを送ったと思われたら困る。・入院しているなど、メールの内容がうそかもしれない。
段階3 対人的規範の道徳性	
・人の命がかかわる内容だから、入院している人を力づけるためにはネチケット違反でも仕方ない。	・ぼくにとって感動する詩であっても、興味のない人には迷惑である。・どんな理由があろうとも「ネチケット」を守らないとネット社会が混乱してしまう。

はない」という情報モラルとしての答えがありながらも、オープンエンドのまま終わっている。この実践では、第1次の判断で「送るべきではない」としたのが25人中12名、第2次の判断では16名であった。逆にいえば9名の児童が「送るべきである」で終了している。このジレンマ資料では、価値観の間に起こる葛藤についてモラルディスカッションしていくなかで「ネチケット」について知識を得るとともに、その重要性に気付かせ、道徳的判断力を養うことを狙いとしており、情報モラルとしての答えにたどり着く児童生徒もいると考えられている。しかしながら、道徳性の向上が中心の指導法となっており、情報モラルとしての変化は、判断の違いでしか測られていない。つまり、その9名が情報モラルとしての答えを理解しながら、それでも「送るべき」と判断したのか、理解せずにそう答えたのかは明らかになっていない。

### 1.3 本研究の目的

本研究では対象を高校生とする。表1からわかるように高校生では個人差はあるが、概ね段階4に達しており、社会システムの道徳性に達していると考えられる。そこで、従来小学生や中学生で行われている道徳性の向上よりも、情報モラルの向上を目指してジレンマ資料を活用した指導法を提案する。本論文では、ジレンマ資料を高等学校の情報モラルに活用させた授業実践を行い、それらを検証することを目的とする。

## 2. 研究の方法

上記1.2で述べたように、情報モラルのジレンマ資料

は、道徳心と情報モラルの規則がジレンマになっており、情報モラルとしては答えが存在するものが多い。本研究では、情報モラルの向上を目指すため、まず、情報モラルとしての答えが明確に存在しない資料を作った。また、道徳教育におけるジレンマ授業に加えて、情報モラルの理解をさせる活動を取り入れた。その結果を通して、本指導法について検証する。

### 2.1 実践の概要

- (1) 参加者：愛知県立K高等学校2年生20名
- (2) 日 時：平成22年12月21日14：10～16：20
- (3) 場 所：愛知県立K高等学校内の普通教室
- (4) 授業の内容：情報モラルカリキュラムの「心の領域」から著作権を取り上げた。

教材としては、図3のようなジレンマ資料を作成した。この間に対して「省略するか」「(省略せずに)企画を変えるか」を尋ねた。この問題はそのままでは答えがなく、条件によっては「省略してもよい」し、場合によっては省略してはならず「企画を変えなければならない」こともありえる。一方で、著作権に関する表面的な知識のみで判断すれば回答が存在する。たとえば、改編することは著作権に反する、とだけ考えれば、著作権を守らなければならないという「規則尊重」と、一致団結してやってきたという「連帯意識」や「友情信頼」のジレンマになると考えた。また、著作権35条では、学校その他の教育機関における例外規定があり、これを単純に覚えているだけでは、「省略してもよい」と答えるかもしれない。しかしながら、本来は

Aさんが通う高校では、年に1回行われる文化祭で、クラス毎に何か1つステージで発表を行うことになっています。毎年、生徒たちは工夫を凝らした様々な催しものを考え、一生懸命取り組んでいます。

そうした中、Aさんのクラスでも、今年の文化祭のステージ発表の企画を決めることとなりました。Aさんは大好きなアーティストグループであるBのダンスを行いたいと持ちかけました。クラスの中でもBは大人気で、その計画はすぐに決定されました。

企画を持ちかけたAさんが中心となってダンスの練習は進められることとなりました。しかし、いざ練習を開始しようとしていた時、1つだけ問題が発生しました。それはダンスを全て踊りきると、学校が決めた発表時間をオーバーしてしまうということでした。

Aさんは考えました。学芸会の発表ルールは守らなくてはならないので、時間内に収まるような新たな企画を考えなくてはなりません。しかし、せっかくクラスのみんが丸となってダンスの練習を始めようとしている今、絶対にこのダンスを発表したいとも感じています。

そんな中、ある考えが浮かびました。それは、ダンスの1部分を省略して踊る事でした。こうする事で時間内におさまリ、発表が可能になります。

Aさんはこの方法で文化祭のステージでダンスを発表しようと思いました。

しかし、以前に授業で著作権について習っていたこともあり、Bのダンスを省略してもいいのかどう迷い始めました。

図3 実践で使ったジレンマ資料

必要と認められる限度であり、無制限に許可するものではない。例えばダンスのサビの部分を用意なく省略することは、著作権者の人格を傷つけることにもなりかねない（清水2006）。ここでは、細かい規則を覚えることを目的とするのではなく、ディスカッションや活動を通して、どのような考え方をもちて省略すればよいかを考え、著作権の理解を深めることで、情報モラルの向上を目的としている。本実践のジレンマ資料の予想される答えを道徳性にあてはめたものと、情報モラルとしての著作権の理解の程度と予想される答えを示したものを、それぞれ表3と表4に示す。

(5) 授業の流れ

本実践では、下記の流れで授業を行った。

- ① 上記で作成したジレンマ資料を読み、状況を把握する。
- ② 各自の第1次判断と理由付けを行う。
- ③ グループで討論する。

表3 本実践の価値分析表（予想される答え）

ダンスを省略してもよい	ダンスを省略せずに企画を変えるべき
連帯意識・友情信頼	規則尊重
段階3 対人的規範の道徳性	
クラスみんなが一致団結して踊りたいと考えているから	先生などに迷惑をかけるといけないから
段階4 社会システムの道徳性	
学芸会のルールに従えば大丈夫だから	著作権に反する行為であるから
段階5 人権と社会福祉の道徳性	
・ 著作者に問い合わせる許諾をとってから省略したほうが良い。 ・ 著作者が作曲や振り付けをしたときの気持ちを考え、省略するのであればよい。	・ 勝手に変更することは、著作者の人格を傷つけることであるから。

表4 著作権理解の程度と予想される答え

(表3の4段階以上の道徳性の生徒に対して)

著作権に関する理解度		ダンスを省略してもよい	ダンスを省略せずに企画を変えるべき
低い ↑  ↓ 高い	著作権について知っている		著作権に反するかもしれないから省略してはならない
	教育利用について知っている	教育利用だから省略してもよい	
	著作権について正しく理解している	このままではどちらともいえない。	

- ④ クラス全体で討論する。  
図1で挙げたように、道徳教育でのジレンマ授業はこの後、第2次判断・理由付けをして終わる。本研究では、その後、次のような活動を行った。
- ⑤ 教師が著作権について解説をする。著作権35条の教育利用についても説明する。
- ⑥ 第2次判断と理由付けを行う。ただし、判断については「ダンスを省略することは著作権に反する」か「著作権に反しない」と著作権について明確に考えられるものとした。
- ⑦ また、著作権35条の「必要と認められる限度内」という言葉に注目し、「限度を超える/超えない」場合はどういうことかを考える。
- ⑧ 具体的にテレビ番組のダンスを用い、それぞれの振り付けの意味を説明した。その上で、ダンスを省略する箇所を話し合い、著作者の気持ちを考えながら省略する部分を決め、その理由も考える。
- ⑨ 最後にまとめをし、授業後の感想を書いた。  
また、事前と事後にそれぞれ情報モラルの問題を解いた。

3. 結果と考察

3.1 著作権の知識について

事前テストで著作権の基礎的な知識を○×形式で問うた。その結果、5問中平均4.4問正解しており、最低点が3点であった。このことから、参加者全員が著作権の基礎的な知識を持っていることがわかった。

3.2 判断の変容

判断の変容は、表5の通り1名以外は変わらなかった。予想に反して、第1次判断時に全ての生徒が「省略してもよい」を選択した。全員が同一の答えだったので、その場で理由を聞くと、著作権を学んだ授業で「学校での利用なら大丈夫である」と習ったからである。ただし、後述するグループ討論や事後の感想からみても、「教育利用＝使用してもよい」と単純に考えている生徒が多いことがわかった。

上記3.1と3.2から、小中学校での実践とは異なり、ジレンマ資料に対する一定の情報社会の特性の知識（今回の場合は著作権）を持っていることがわかった。

3.3 理由付けの変容

第1次判断・理由付けと第2次判断・理由付けを比較

表5 判断の変容

判断	第1次	第2次
省略する	20	19
企画変更する	0	1

表6 理由づけの変容

		第2次		
		段階3	段階4	段階5
第1次	段階3		5	
	段階4		11	3
	段階5			1

した結果は次のとおりである（表6）。

第1時次理由付けでは、5人が第3段階であり、14人が第4段階、1人が第5段階であった。全体の3/4が第4段階であり、予想通り高校2年生になると社会システムの道徳性に達している生徒が多いことがわかる。第2次理由付けでは、第3段階から第4段階が5人、第4段階から第5段階が3人であった。このことから、理由づけの向上が見られた。

つまり第1次理由づけ時の単に教育利用ができるか

ら著作者や作品に対して尊重するという考え方ができていることがわかる。

### 3.4 第1次判断理由付け後の討論について

判断や理由付けの変容を見るために、第1次段階の理由付けの後の「③グループ活動の討論」を録音した。また、「省略する」が全員であったため、「省略せずに企画を変える」理由についても考えさせた。表7はあ

る2つのグループの発話記録である。  
グループの発言をみると、「省略しない」理由として、クラスのみみんなで一致団結して頑張っているときに、企画を変えることへの戸惑いが挙げられている。一方教育利用だったら良いと思っているものの、あえて「省略せずに企画を変える」理由を考えると著作権が挙げられている。つまり、最初に意図したとおり「連帯意識」と「規則尊重」について考えていることがわかる。また、著作権について考える際、省略すること

表7 グループ討論の発言

〈グループ1〉

「省略する」「企画をかえる」の2つの意見についての理由	
(省略する) ・みんなががんばっているから ・みんなががんばっている中で企画を変えると、やる気がなくなる ・中途半端なところで終わりにたくない	(企画を変える) ・著作権に反するかどうかわからないから ・踊る事自体が著作権に反する行為だと思うから
グループ討論中の生徒の発言	
S1：一致団結しているときに企画を変えたら、空気読めてくれない？ S2：うん、そんな気がするね S3：でもそれしかないよね、理由って S1：企画を変えるとしても、案が出てこないと思うんだよね S3：わかるわかる S1：考える気がうせるね S1：で、なんて書いた？ S2：こんな感じ… S1：「やる気がうせる」って書いて S1：企画を変える…どうする？省略するのがいかんのでしょ？ S4：なにが？ S1：だから、省略するのがいかん S4：うーん… S1：だから、1番だけ流して、その後に他の曲を入れるとか…ああダメか… S4：うーん、理由がないんだけど…企画を変える場合って… S1：省略すると、著作権に反するから、ダンスを踊るのは止めた方がいいと思った。 S2：ああ～でも学校はいいもんね S3：どうしょ… S2：ああ、ダンスを踊る事自体が違反なんじゃない？ S1：いいね、書いときなよ S1：思ったんだけどさ、ここまで考えておいて企画を変えるってKYな感じがするのは気のせいかな？ S2：てか、ここまでやって止めたくないよね S4：「え～！？」って声上がるのは間違いないね	

〈グループ2〉

「省略する」「企画をかえる」の2つの意見についての理由	
(省略する) ・学校行事は大丈夫 ・文化祭で歌っていたから	(企画を変える) ・省略すると納得できないから
活動中の生徒の発言	
S1：企画を変えると短縮する手間が省けるよな S2：それしかないよね S3：どうなんだろ S4：曲とか著作権関係だからさ、企画を変えても同じ事にならないかな？ S1：これは省略する事に関してじゃないの？ S4：うん、だもんでどっちにせよダメになるな… S2：なんて書いた？ S4：「学校行事は大丈夫」 S2：ああ、なるほどね S1：どうしよう、企画を変える理由が基本ここ（著作権？）じゃん S4：省略することが著作権に関係してるの？ S1：違う、曲を使うことがダメなんじゃないかな S3：省略するのがいけないでしょ？ S4：オリジナルなら良いんじゃないの？省略するのが問題なんじゃない？ S1：いや、別にどっちでもいいんじゃない S1：いじるのはいい…学校行事だから。 S2：省略がどうかってことだよな S1：あれだよ、今年の文化祭さ、～やってたじゃん S4：企画を変えるの方はどうだろうね、 S4：何かいやだからかな S1：最後まで踊りたいんだよね S4：このダンスさ、踊りたいのに省略とかうわ～ってならん？ S1：納得いかんってこと？ S4：うん。それしかないね S3：ポリシー？ S4：うん。そういうこと	

表8 事前テストと事後テストの平均点 (N=20)

	事前テスト	事後テスト
平均点	1.3	2.65

がいけないのか、ダンスを踊ることがいけないのか、まで立ち戻っているグループもあり、著作権の理解へと役立っていることも示唆された。

### 3.5 情報モラル問題の点数の変化について

事前と事後に著作権を侵害する例を挙げ、なぜ著作権に反するのかの理由を書く記述問題を出し、5点満点で評価した。その結果、平均点は表8の通りである。分散分析の結果、事前に比べて事後が有意に伸びていることがわかる ( $F(1, 19)=18.23, p<.01$ )。

### 3.6 事後の感想について

事後の感想では、著作者の意思を尊重しなければならないことについて触れた感想が全体の35%を占めていた。具体的な例を挙げると次のとおりである。

- ・ある程度なら教育利用が許されていると思っていたが、しっかりと作者の意図をくみ取って尊重しなければならないということは知らなかった
- ・学校であれば改造はいいと思っていたけど、限度を超えてはいけなかった。作者の気持ちを考える事がなにより大切だなと思った
- ・著作権はとても深いと思った。自分の思っていた事、やってきた事を考えると著作権に反する事がわかりました。
- ・法律的に大丈夫であっても、著者の気持ちや想いを考えてから行動をとらなければならないと気づいた。

上記3.5と3.6の結果から、著作権に対する理解が深まったことがわかる。

## 4. まとめと今後の課題

本研究では高校生を対象に情報モラルの向上（著作権への理解の向上）を目指して、ジレンマ資料を用いた実践を行った。その結果、著作権の理解の向上がみられ、それとともに道徳性の向上（理由づけの向上）が見られた。つまり、本指導法で一定の効果があったことがわかる。

一方で、次のような課題も明らかになった。

### (1) 情報モラルとして答えのないジレンマ資料の作成について

ジレンマ教材作成の際に、情報モラルとして答えのない問題、情報モラル対道徳性とならない問題を作成した。しかし、このような問題を作成することが非常に難しく、グレーゾーンであることを取り上げざるを得なかった。そのため扱えるテーマが限定される。また、結果論であるが、今回の実践では判断が片方に偏った。それでも討論では違う立場から考えることができていることが分かった。つまり、これまでのよう

に情報モラルとして答えがあるジレンマ教材でも同じように道徳性の向上がみられるのではないかと推測できる。

### (2) 情報社会の特性を教えるタイミングについて

上記1.2で述べたように小中学生を対象とした情報モラルジレンマ資料を用いた授業では、最初に情報社会の特性を教えて、その上で討論を行う。しかし今回は、教科「情報」を学んだ／学んでいる高校生を対象としたことから、あえて情報モラルとしての答えのないジレンマ資料を用いて討論させ、後から解説するという形をとった。しかし、このことで、第2次判断がその解説による知識のみからの答えでないとは言いきれない結果になっている。

今回のジレンマ資料であれば、例えば、最初に教育利用も含めた著作権の解説を行い、その後、教育利用としてグレーゾーンな課題設定をし、討論させる方法も考えられる。

### (3) 追加した活動⑧の必要性について

知識として考えるだけでなく、実際に活動を通して経験することで、より著作権に対する理解が深まるのではないかと考え、活動⑧「具体的にテレビ番組のダンスを用い、それぞれの振り付けの意味を説明した。その上で、ダンスを省略する箇所を話し合い、著作者の気持ちを考えながら省略する部分を決め、その理由も考える。」を追加した。しかし、この活動の話し合いのグループ生徒の発言を見ると、次のようであった。

S2: ここ、「わっさわっさ」とか「トントン」とか何回もあるじゃん  
 S4: えー、だったら俺はこっちだなー「湯気」?  
 S3: え、何個消せばいいの?  
 S1: 1個でしょ  
 S2: 1個なの! ?  
 S3: 「トントン」で良いじゃん  
 S2: 何回右回りしてんだよー  
 S3: ここで良いじゃん  
 S1: 違う、ここのトントン消すと「右回り」から「右回り」って変になるから  
 S3: じゃあここ消す?  
 S1: うん  
 S2: イントロいらんやん  
 S4: 待てよ、油のとは、…  
 S1: 油引かなきゃダメじゃん  
 S1: トントントンがわからんのやって、これ何してんの?  
 S3: 15割る?  
 S1: うん。理由は「もう1回やる必要がないから」  
 S4: 右、左、右ってきてるから右多くて変だもんな。  
 S2: 理由書いとこ

作品の内容を考慮している姿勢はみられるのだが、どの部分を減らすかに焦点が当たっており、著作者の気持ちになって考えているかどうかはわからなかった。ただし、事後の感想では著作権に対する理解が深まっていることがわかるため、何がそれらに効果的であったかを今後検討する必要がある。

最後に、(4) 今回は著作権について取り扱ったが、それ以外の「心を磨く領域」のテーマについても検討

をしなければならない。

以上の改善点を考慮して、改めてジレンマ教材を用いた実践研究を行いたいと考えている。

## 謝辞

本研究の一部は、平成19-23年度科学研究費補助金若手研究（B）課題番号19700634の援助を得たものである。また、本研究は、平成22年情報選修卒業生の強力大和君の卒業研究報告における実践データの一部を再分析、改編したものである。感謝の意を持って附記する。

## 参考文献

- 荒木紀幸編著（1988）道徳教育はこうすればおもしろい コールバーグ理論とその実践、北大路書房
- 荒木紀幸編著（2005）モラルジレンマ資料と授業展開 小学校編第2集、明治図書
- 荒木紀幸編著（2005）モラルジレンマ資料と授業展開 中学校編第2集、明治図書
- 中央教育審議会（2008）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）
- 日本教育工学振興会（2007）「情報モラル」指導実践キックオフガイド 解説用資料
- 森俊雄、藤木卓、森田裕介、寺嶋浩介（2006）モラルジレンマを用いた情報モラルの指導に関する検討、日本教育工学会研究報告、6、p. 123-128
- 清水康敬監修（2006）必携！教師のための学校著作権マニュアル、教育出版
- 内山伊知郎、田中あゆみ、青山健二郎（2008）子どものころをはぐくむ発達科学、北大路書房
- 梅田恭子、江島徹郎、野崎浩成（2010）情報技術の知識の高低を考慮した情報モラル指導方略の提案、愛知教育大学研究報告、教育科学編. 59、p. 175-179.
- 梅田恭子、下山 絢子、江島 徹郎、野崎 浩成（2011）高校生を対象とした情報モラル教材の開発と情報モラルの領域における検討、教育システム情報学会第36回全国大会講演集